

令和8年度東京都地域の安全確保に向けた防犯設備区市町村補助金交付要綱実施細目

7 安総都第 947 号
令和 8 年 3 月 26 日

第1 要綱第6条関係

- (1) 「別途定める申請期間」については、以下のとおりとする。
令和8年8月3日（月曜日）から令和8年8月31日（月曜日）まで
ただし、都が認める場合には、上記期間外の提出を受け付ける。
- (2) 補助金交付申請書に添付する「必要な書類」とは、区市町村、教育委員会及び警察署を含む関係協議体の設置根拠資料及び補助金の使途・単価・規模等積算が確認できるものをいう。

第2 要綱第13条関係

「必要な書類等」とは、機器等を設置した場所の詳細地図・図面、契約書、設置完了が確認できるもの（工事完了届、検査調書、現場写真等）及び支払が確認できるもの（請求書、支出命令書等）をいう。